学生生活の準備(外国人留学生向け) --日本で生活するために必要な手続きー

留学生の皆さんが日本で生活するためには、さまざまな手続きが必要です。 この資料には、留学生のみなさんが、京都精華大学の学生として生活するために必要な情報 が書かれています。ひとつひとつしっかり確認をして、手続きしてください。

【行政手続】

1. 住民登録/住所変更をする

■在留資格を有していない海外在住の方(住民登録)

日本到着後、住む家を決めてから 14 日以内に、住んでいるまちの役所に「転入届」を出してください。

▶ 役所に持っていくもの:在留カード、パスポート

■在留資格を有している日本国内に住んでいる方(住所変更)

<京都市内→京都市内へ引っ越す場合>

新しく住むまちの役所で「転居届」を出してください。

▶ 役所に持っていくもの:在留カード、パスポート

<京都市外→京都市内へ引っ越す場合>

今住んでいるまちの役所で「転出届」を出して、「転出証明書」をもらってください。また、引っ越しの手続きに行ったときに、国民健康保険をやめる手続きをしてください。

▶ 役所に持っていくもの:在留カード、パスポート、健康保険証

そのあと、新しく住むまちに引っ越したら、新しいまちの役所で、「転入届」と前に住んでいたまちでもらった「転出証明書」を提出してください。また、国民健康保険に加入する手続きをしてください。

- ▶ 役所に持っていくもの:在留カード、パスポート、転出証明書
- ※ 手続きをしないと、罰を受けたり、日本を出ていかないといけなくなります。注意してく ださい!

詳しくは、自分が住む町の役所のホームページを見てください。

2. 国民健康保険に加入する

日本に住む人は、国民健康保険に加入します。加入して、保険料を支払うと、病院に行ったときに支払うお金(医療費)が30%になります。保険料を払っていないと、病気やけがをして病院で治療を受けるときに、高額の治療費を払うことになります。加入したら、「保険証」がもらえます。病院に行くときは、必ず持って行ってください。

<日本国内に住んでいる人で、京都市外から京都市内へ引っ越す人>

今住んでいるところで国民健康保険をやめる手続きをしてください。新しく住むところに引っ越したら、国民健康保険に入る手続きをしてください。京都市内の中で引っ越す人は、手続きはいりません。

<海外に住んでいる人>

日本到着後、住民登録をしたときに、国民健康保険に加入する手続きをしてください。

詳しくは、自分の住む町の役所のホームページを見てください。

3. 国民年金に加入する

日本に住む、20歳から59歳の人は、国民年金に入ります。しかし、年金のお金を払うことができない人は、申請すると払わなくてもいいこともあります。多くの留学生は、「学生納付特例」の申し込みをしています。学生納付特例に申し込みをすると、年金のお金を払わなくてもよい場合があります。

※「学生納付特例」に申し込みができる人・・・1年以上留学する正規生で、年金のお金を払えない人

<日本に住んでいる人で、引っ越しをした人>

新しく住む場所で、手続きをする必要はありません。役所で住所変更の手続きをするだけでよいです。

<海外に住んでいる人>

日本到着後、住民登録をしたときに、国民年金に加入する手続きをしてください。「学生納付特例」を申し込む人は、加入したときに、一緒に手続きをしてください。

▶ 役所に持っていくもの:在留カード、パスポート、学生証

詳しくは、日本年金機構のホームページを見てください。

日本語 : https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/index.html

英語: https://www.nenkin.go.jp/international/pamphlet/english/index.html
韓国語: https://www.nenkin.go.jp/international/pamphlet/korean/index.html

4. 日本でアルバイトするための手続き(資格外活動許可申請)

在留資格「留学」では、日本で働いて収入を得ることができません。しかし、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受ければ、決められた範囲でアルバイトをすることができます。許可を受けずにアルバイトをすると、不法就労となり、留学生活を続けることができなくなります。アルバイトが決まっていなくても許可を受けることができるので、今後アルバイトをしたいと考えている人は、申請しておくことをおすすめします。

申請書は出入国在留管理庁のホームページからダウンロードできます。

<資格外活動許可申請書>

次のウェブページの「申請書・必要書類・部数」欄からダウンロードできます。

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-8.html

■ 在留資格を有している日本国内在住の方

出入国在留管理局へ申請することで許可を受けることができます。

※申請書は「資格外活動許可申請書」を使用してください。

■ 在留資格を有していない海外在住の方

日本に入国するとき、空港で「資格外活動許可申請書」を提出すれば、許可を受けることができます。

※申請書は「資格外活動許可申請書(留学生が新規入国する場合)」を使用してください。

【 学生保険 】

本学では、全学生が入学時に「学生教育研究災害傷害保険」および「学研災付帯賠償責任保 険」に加入します。一定条件の下に学内や通学中における事故や治療などに対して保険金が 支払われます。保険料は大学が負担するため、学生が保険料を支払う必要はありません。

→ 学生教育研究災害障害保険・学研災付帯賠償責任保険

また、外国人留学生の方は、上記の保険に加えて「外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険」に加入します。この保険は、住んでいる部屋に損傷を与えてしまったときの家主に対する賠償や、緊急時の救護者費用のほか、日本での様々なトラブルに対して補償するものです。保険料は入学手続納入金に含まれているため別途支払う必要はありません。詳細は、以下のページをご確認ください。

→ 外国人留学生向け学研災付帯学生生活総合保険

【賃貸住宅契約】

京都精華大学へ通学するための住まい探しについては、以下のページをご確認ください。

→ 学生生活の準備(住まい、学生保険、障害学生支援)

※ 賃貸住宅契約に関する注意事項

京都精華大学は、賃貸住宅契約の保証人や緊急連絡先になることができません。

賃貸住宅契約の際の保証人については住宅紹介を受けるときに、賃貸住宅仲介会社へ相談してください。

ここでは参考までに、家賃保証事業を行っている「GTN」という会社を紹介します。

<GTN:トップページ> https://www.gtn.co.jp/

<GTN:家賃保証事業> https://www.gtn.co.jp/business/rent-warranty/

【 携帯電話の契約 】

au、NTTdocomo、SoftBank などの日本の携帯電話会社と契約する場合、未成年(20歳未満)は日本の保証人が必要です。下記のサービスは日本に保証人がいなくても利用できるので参考にしてください。なお、京都精華大学は、携帯電話契約の保証人になることができませんので、ご注意ください。

<外国人専門の携帯電話会社「GTN モバイル」> https://gtn-mobile.com/

京都精華大学 学生支援チーム(在留資格担当)